

令和 8 年度事業計画

1. 事業の実施方針

令和 8 年度事業については、前年度同様に「健康づくり事業」（公 1 ～公 4 事業）、「救急医療情報システム運営事業」（公 5 事業）及び「高齢者緊急通報システム運営事業」（公 6 事業）の 6 つの公益目的事業を実施してまいります。

（1）健康づくり事業（公 1 事業～公 4 事業）

令和 8 年度における健康づくり事業は、北海道が策定する「北海道健康増進計画～すこやか北海道 2 1」の目標である道民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現を目指した事業を積極的に推進するため、引き続き「健康に関する情報の調査、収集及び提供事業（公 1 事業）」、「地域におけるプライマリ・ケアの推進事業（公 2 事業）」、「健康に関する知識の普及啓発及び研修事業（公 3 事業）」、及び「健康づくりの促進に対する助成事業（公 4 事業）」を、市町村や関係団体等と連携し、道民の健康意識の高揚を図ってまいります。

なお、主な財源である基本財産運用収入は、持続的なインフレと賃金上昇を背景に金利は上昇局面にあるものの、今後の経済政策や市場動向に応じて中長期的な視点で金利環境の変化に対応できるよう、債券等の金利や銘柄等に関する情報を可能な限り把握し、効果的で道民のニーズを踏まえた事業展開と管理的経費の節減により、一層の予算の効率的執行に努めてまいります。

(2) 救急医療情報システム運営事業（公5事業）

北海道からの委託事業である本事業については、道民のニーズに応えるため、サービス低下にならないよう、医師会等関係団体の協力のもと、刻々と変わりゆく医療情勢や医療機関情報等をしっかり把握し、より確かな情報として提供できるよう努めてまいります。

また、道民の方々への一層のPRを図るため、道、市町村及び医師会等関係団体と連携を密にし、より活用しやすいシステムを追及してまいります。

(3) 高齢者緊急通報システム運営事業（公6事業）

市町村からの委託事業である本事業については、ひとり暮らしの高齢者などの緊急時に対応するため、急病などの緊急事態が発生した時に速やかに消防機関などに救援を依頼するほか、付加サービスとして「安否確認・健康相談電話サービス」及び「市町村端末機等設置推進事業」を従前同様実施するとともに、最新の福祉サービスに関する通信機器システム等の情報を収集し、市町村のニーズに沿った事業となるよう努めてまいります。

また、災害時や感染症等における不測の事態に対応するため、整備したバックアップシステムやボイスワープ機能を維持し、緊急時の体制の確保を図ってまいります。

なお、ここ数年は、通報に即応し直接在宅訪問する民間企業への移行など、委託元市町村の運営方式の変更による契約解除や携帯電話の普及に伴う固定電話回線の解約等による新規設置世帯数の減少傾向が続いておりますが、引き続き市町村の動向を見極めながら、適切な運営と受託世帯数の確保に努めてまいります。

2. 基本財産

(1) 基本財産の状況

基本財産は、50億円を目標とし、平成2年度から平成4年度までは取得基本財産にその運用益の一部を組入れしてきましたが、平成5年度以降運用益の大幅な減に伴い、基本財産への運用益の組入れは休止し、現在に至っています。

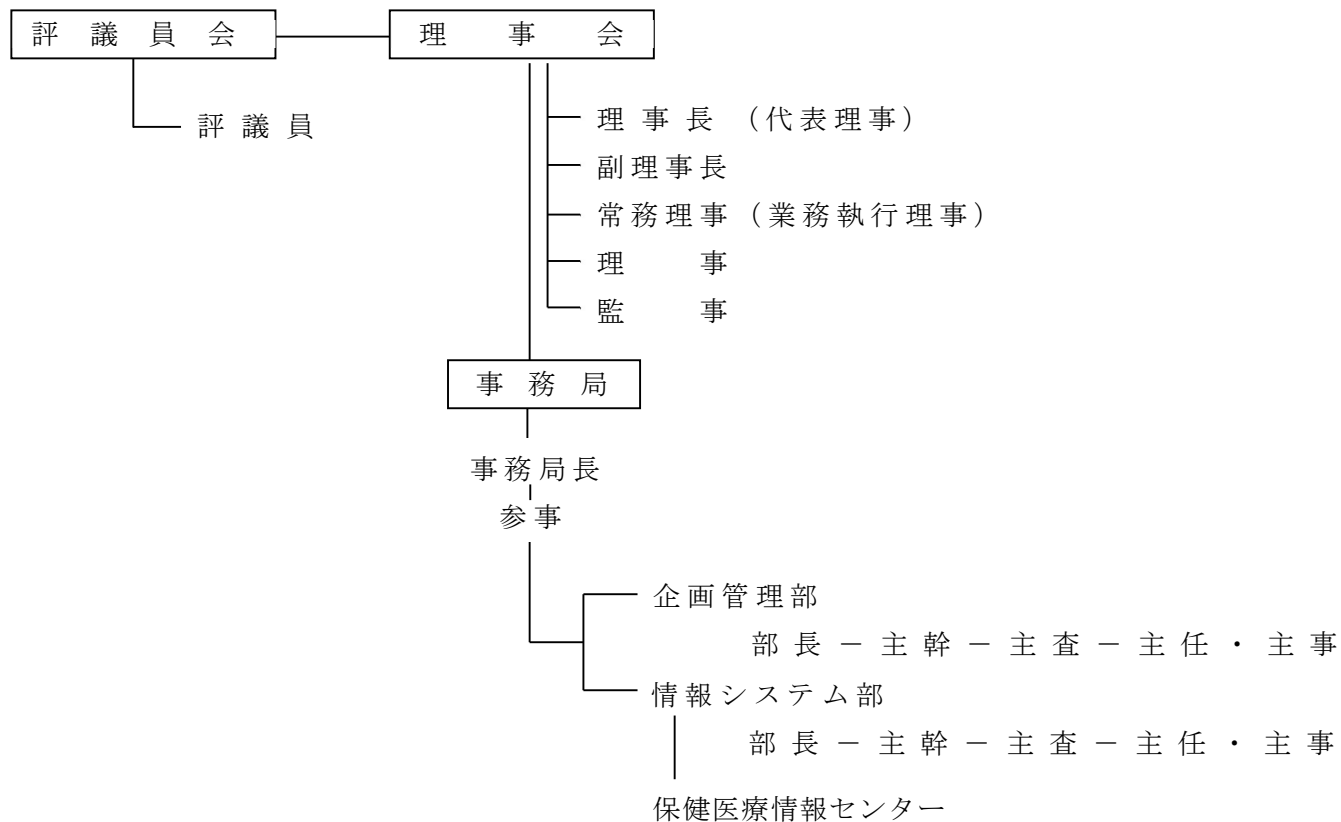
(単位：円)

区 分		基本財産額	左の出捐等内訳			
			道	市町村	その他	基本財産運用益の一部組入分
団 体 出捐等分	昭和61年度	1,009,225,300	500,000,000	500,000,000	9,225,300	—
	昭和62年度	1,000,000,000	500,000,000	500,000,000	—	—
	昭和63年度	1,004,225,431	500,000,000	500,000,000	4,225,431	—
	平成元年度	1,000,000,000	500,000,000	500,000,000	—	—
	小 計	4,013,450,731	2,000,000,000	2,000,000,000	13,450,731	—
基本財産 運用益の 一部組入	平成2年度	35,408,822	—	—	—	35,408,822
	平成3年度	43,500,000	—	—	—	43,500,000
	平成4年度	27,300,000	—	—	—	27,300,000
	平成13年度	500,000	—	—	500,000	—
	小 計	106,708,822	—	—	500,000	106,208,822
計		4,120,159,553	2,000,000,000	2,000,000,000	13,950,731	106,208,822

3. 組織

(1) 機構

定款及び組織規程に基づき、次の図のとおりとします。



(2) 職員
職員につきましては次表の配置とし、事務、事業の効率的執行に努めます。

事業（会計）別職員配置表

(各年度4月1日現在)

事務区分		年度	令和7年度	令和8年度	増減数	備考
法人会計	管 理	事務局長	1	1	0	
		参 事	1	1	0	
		部 長	1	1	0	
		小 計	3	3	0	
公益目的事業会計	健康づくり事業 (公1～公4)	主任・主事	3	3	0	
		臨時主事	1	1	0	
		小 計	4	4	0	
	救 急 事 業 (公5)	部 長	1	1	0	
		主任・主事	12	12	0	
		小 計	13	13	0	
	緊 急 事 業 (公6)	主任・主事	3	3	0	
		小 計	3	3	0	
合 計			23	23	0	

4. 事業

令和8年度において実施する事業の種類、内容及び規模は、次のとおりとします。

区分・事業名	計 画		主 な 関係機関団体
	事 業 の 内 容	事業量及び予算額	
公 1	健康に関する情報の調査、収集及び提供		
(1) 健康情報ライブラリ事業	<p>(1) 健康教育用教材の整備・貸出し 地域保健活動において使用するDVD、パネル、疑似体験教材及び測定機器等の健康教育教材について、道内におけるニーズを調査のうえ整備し、市町村や保健所等に無償で貸出しする。</p> <p>(2) 健康づくり情報の発信 最新の健康づくり関係情報をホームページにより発信する。</p>	<p>⑧ 教材貸出 延 800 件 1,732 千円</p> <p>⑦ 教材貸出 延 1,200 件 1,710 千円</p>	市町村 保健所 学校 保健医療機関 福祉施設等
(2) 生活習慣病地域特性評価事業	<p>生活習慣病予防対策の充実強化を図るため、専門家グループに委託し、主要な生活習慣病死亡率を解析・評価し、その結果を市町村や関係機関、団体に提供する。</p> <p>(1) 主な対象疾患 ・心疾患 ・脳血管疾患 ・悪性新生物 他</p> <p>(2) データ入力 訂正死亡率及び市町村別標準化死亡比（SMR）を算出するのに必要な令和7年分のデータを入力する。</p> <p>(3) 委託先 計量衛生学研究グループ</p> <p>(4) 冊子の発行 北海道における主要死因の概要 12（平成28年～令和7年）</p>	<p>⑧ 解析評価事業 1 事業 726 千円</p> <p>⑦ 解析評価事業 1 事業 365 千円</p>	計量衛生学研究グループ

区分・事業名	計 画		主 な 関係機関団体
	事 業 の 内 容	事業量及び予算額	
公 2	地域におけるプライマリ・ケアの推進		
(1) プライマリ・ケア 推進事業	<p>地域において、総合的・継続的に対応できるプライマリ・ケアを推進するため、各診療科別の専門医が、総合診療医等に対して、最新の高度な情報を提供する「スキルアップ支援事業」や、道内各地域の住民に対して、地元の医師により疾病の予防や治療に関し、正しい知識を提供する「健康教育事業」を、医療・健康に関する専門知識を有し、唯一全道展開できる北海道医師会に委託して行う。</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師等医療従事者 ・ 一般道民 <p>(2) 委託先</p> <p>北海道医師会</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>講演会、講習会等の開催</p>	<p>⑧</p> <p>開催回数 全道 2回 地域 80回</p> <p>受講者数 6,000人 5,000千円</p> <p>⑦</p> <p>開催回数 全道 2回 地域 80回</p> <p>受講者数 6,000人 5,000千円</p>	道医師会
(2) 特定保健指導実践 指導者育成研修事業	<p>医療保険者が実施している「特定健診・特定保健指導」に従事する初任者を対象として、効果的な保健指導を行うために必要な基本知識と技術の向上を図るとともに、生活習慣病予防を推進するための人材育成研修会を開催する。</p> <p>(1) 実施主体</p> <p>北海道健康づくり財団、北海道、北海道糖尿病対策推進会議</p> <p>(2) 開催時期</p> <p>令和8年7月2日～3日(予定)</p> <p>(3) 対象者</p> <p>医師、保健師及び管理栄養士</p> <p>(4) 定員</p> <p>100人</p>	<p>⑧</p> <p>受講者数 100人 469千円</p> <p>⑦</p> <p>受講者数 120人 777千円</p>	北海道 北海道糖尿病 対策推進会議

区分・事業名	計 画		主 な 関係機関団体
	事 業 の 内 容	事業量及び予算額	
公 3	健康に関する知識の普及啓発及び研修		
(1) 健康づくり広報事業	<p>(1) 北海道健康づくり実行委員会 北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会他4団体と構成する北海道健康づくり実行委員会に参画し、各種健康づくりに関わる情報交換を行うほか、ホームページを活用し、地域住民向けの健康イベント等の情報を掲載する「ヘルスプロモーションネットワーク事業」等を実施する。</p> <p>(2) 禁煙普及啓発事業 喫煙の健康への影響について、道民の理解を深めるため、北海道及び北海道禁煙週間実行委員会と協働し、禁煙ポスター懸賞募集を実施する。北海道庁1階ロビーでNo-Tobacco展を開催し、禁煙ポスター入選作品の展示等を行う。 ・禁煙週間 5月31日～6月6日</p> <p>(3) がん予防普及啓発事業 道民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発を図るため、がん予防道民大会実行委員会に参画し、「がん予防道民大会」を開催するほか、がん予防普及啓発に関する事業に協力する。 ・名 称 第56回がん予防道民大会 ・開催時期 令和8年10月23日(予定) ・開催場所 旭川市</p>	<p>⑧ 禁煙諸行事 がん予防道民大会 1,096千円</p> <p>⑦ 禁煙諸行事 がん予防道民大会 944千円</p>	<p>(1) 道医師会 道歯科医師会 道薬剤師会 道栄養士会 道看護協会 道対がん協会 道国保連合会</p> <p>(2) 北海道 北海道教育庁 禁煙団体</p> <p>(3) 北海道 道対がん協会 旭川市</p>

区分・事業名	計 画		主 な 関係機関団体
	事 業 の 内 容	事業量及び予算額	
(2) 健康運動普及推進事業	<p>運動と休養の観点から、ウォーキング及びノルディックウォーキング等による健康づくりを道民に広く普及啓発させることを目的に、ウォーキング大会等を市町村や運動・スポーツ関連団体等との共催により開催する。</p> <p>また、生活習慣病の予防や冬期間の運動不足解消等に有効とされているノルディックウォーキングの普及推進員を養成するための講習会を開催する。</p> <p>(1) ノルディックウォーキングを中心としたウォーキング大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 3回 ・開催場所 網走市、美瑛町、札幌市（予定）～すこやかロード認定市町村 ・参加対象者 地域住民等 <p>(2) 北の都札幌ツデーウォークの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 令和8年9月 ・開催場所 札幌市 <p>(3) おおたき国際ノルディックウォーキングの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 令和8年7月 ・開催場所 伊達市大滝区 <p>(4) ノルディックウォーキング普及推進員養成講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 未定 ・開催場所 渡島総合振興局管内市町村（松前町） ・参加対象者 道内市町村、保健所及び医療機関等で健康運動事業を担当する者 	<p>⑧</p> <p>6市町村 1,378千円</p> <p>⑦</p> <p>6市町村 1,307千円</p>	<p>(1) 市町村 保健所 道ウォーキング協会 道ノルディックウォーキング協会</p> <p>(2) 札幌歩こう会 北海道新聞社</p> <p>(3) 伊達市 ノルディックフィットネスウォーキング協会</p> <p>(4) 保健所 市町村</p>

区分・事業名	計 画		主 な 関係機関団体
	事 業 の 内 容	事業量及び予算額	
(3) 糖尿病予防講演会 開催事業	<p>道民に対して、糖尿病の予防及び治療に関する知識の普及啓発を図るため、糖尿病専門医などによる「糖尿病予防講演会」を道内市町村で開催する。</p> <p>(1) 実施主体 北海道健康づくり財団、北海道糖尿病対策推進会議、北海道医師会、郡市医師会、日本糖尿病学会北海道支部、北海道糖尿病協会、北海道、市町村</p> <p>(2) 開催場所 標茶町、旭川市（予定）</p> <p>(3) 対象者 一般道民</p>	<p>⑧ 2 市町村 1,391 千円</p> <p>⑦ 2 市町村 1,369 千円</p>	<p>道糖尿病対策 推進会議</p> <p>道医師会 郡市医師会</p> <p>日本糖尿病学 会北海道支部</p> <p>道糖尿病協会 北海道 市町村</p>
(4) 女性アスリート健康 支援講演会等開催事業	<p>道民に対して、女性アスリート特有の健康問題に関する正しい知識の普及啓発を図るため、スポーツ専門医などによる講演会等を開催する。</p> <p>(1) 実施主体 北海道健康づくり財団、女性アスリート健康サポート北海道（FAHSAH）</p> <p>(2) 開催場所 札幌市（予定）</p> <p>(3) 対象者 女性アスリート本人、指導者及び保護者等</p>	<p>⑧ 講演会等 1 回 500 千円</p> <p>⑦ 講演会等 1 回 500 千円</p>	<p>女性アスリート 健康サポート 北海道（FAHSAH）</p>
(5) 地域保健特別活動 推進事業	<p>道民に対して、歯、薬及び食育に関する正しい知識や情報を提供し、道民一人ひとりの健康意識の醸成や正しい健康習慣の定着を図ることを目的に、その分野の専門団体と協働で健康教育事業を実施する。</p> <p>(1) 協働実施団体 北海道歯科医師会 北海道薬剤師会 北海道食生活改善推進員協議会</p> <p>(2) 対象者 一般道民</p>	<p>⑧ 対象事業 3 事業 4,150 千円</p> <p>⑦ 対象事業 3 事業 4,150 千円</p>	<p>保健医療関係 団体</p>

区分・事業名	計 画		主 な 関係機関団体
	事 業 の 内 容	事業量及び予算額	
公 4	健康づくりの促進に対する助成		
(1) すこやかロード推進事業	<p>北海道と協働して、市町村が整備した健康づくりに有効な各要素を満たしているウォーキングロードを「すこやかロード」に認定するとともに、認定市町村が当該ロードを利用した「すこやかロード関連事業」に助成し、ウォーキングによる健康づくりを道民に普及啓発する。</p> <p>(1) すこやかロードの認定 すこやかロード認定委員会において、健康づくりに効果的なウォーキングに必要な要素である道勾配や景観、水のみ場などを審査の上認定し、認定書を交付する。</p> <p>(2) 「すこやかロードマップ・ガイド」の作成 すこやかロードマップとその特徴を記載したガイドを作成し、併せて財団ホームページに掲載する。</p> <p>(3) 助成 すこやかロード普及関連事業の経費として、認定された1市町村あたり150千円を限度に2年間助成する。</p>	<p>⑧ 認定市町村 5市町村 認定コース 10コース 助成事業 4市町村 2,001千円</p> <p>⑦ 認定市町村 5市町村 認定コース 10コース 助成事業 4市町村 1,981千円</p>	北海道 市町村
(2) 健康づくり推進地域支援事業	<p>北海道が策定した「すこやか北海道21（北海道健康増進計画）」を推進するため、生活習慣病の予防や社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上に関する健康教育事業等を実施する道内市町村等に対して「健康づくり推進地域支援事業助成要領」に基づき助成する。</p> <p>(1) 実施主体 市町村、保健所</p> <p>(2) 対象事業 地域住民、地域組織の指導者、及び保健医療業務従事者等を対象とした講演会、講習会、研修会等の健康づくり事業</p> <p>(3) 事業区分 ・市町村健康づくり支援事業（助成限度額200千円） ・健康教育講師経費助成事業（謝金限度額50千円）</p>	<p>⑧ 支援事業 53市町村 講師助成 26件 受講者数 850人 12,384千円</p> <p>⑦ 支援事業 52市町村 講師助成 30件 受講者数 900人 12,352千円</p>	市町村 保健所

区分・事業名	計 画		主 な 関係機関団体
	事 業 の 内 容	事業量及び予算額	
公 5	救急医療情報システムの運営		
(1) 救急医療情報システム運営事業	<p>道からの委託を受け北海道救急医療・広域災害情報システムの管理・運営等に関する業務を行うことにより、道内の医療機関情報の一元化を図り、地域住民に対して必要な情報を提供し、地域住民の健康の保持及び増進を図る。</p> <p>(1) 業務の概要 救急患者等が安心して適切な医療サービスが受けられるよう「救急医療情報案内センター」を設置し、道内の医療機関、消防機関及び血液センター等の協力のもと、医療機関情報の一元化を図るとともに、道民や医療機関及び消防機関等に対し、それぞれに必要な情報の提供を行う。</p> <p>(2) 実施地域 北海道全域</p> <p>(3) 応需情報登録機関 医療機関等 約266 機関</p>	<p>⑧ 案内件数 45,000 件 情報登録件数 40,000 件 情報検索件数 1,300,000 件 〔うち、一般道民による 情報検索件数 1,100,000 件〕 179,924 千円</p> <p>⑦ 案内件数 50,000 件 情報登録件数 50,000 件 情報検索件数 1,300,000 件 〔うち、一般道民による 情報検索件数 1,100,000 件〕 155,403 千円</p>	市町村 医師会 歯科医師会

区分・事業名	計 画		主 な 関係機関団体
	事 業 の 内 容	事業量及び予算額	
公 6	高齢者緊急通報システムの運営		
(1) 高齢者緊急通報システム運営事業	<p>道内の市町村が設置・運営する高齢者等緊急通報システムにおける受信センター業務を受託し、高齢者等の不安の解消や安心な毎日をサポートすることにより、地域住民の健康の保持及び増進を図る。</p> <p>(1) 業務の概要 道内の市町村が設置・運営する高齢者等緊急通報システムにおける受信センター業務を受託し、ひとり暮らしの高齢者等からの緊急通報を24時間体制で受信するとともに、必要に応じて近隣の協力員の出向、又は消防署員の出動を要請するなどの救援活動を行う。 また、利用者の情報管理、緊急措置時の記録、統計管理等を行い、委託元市町村へ報告する。</p> <p>(2) 対象地域 北海道全域</p> <p>(3) 付加サービス 利用希望のあった市町村に対し、安否確認・健康相談電話サービス及び市町村端末機等設置推進事業を実施する。</p>	<p>⑧ 受託市町村数 38 市町村 受託世帯数 1,078 世帯 43,305 千円</p> <p>⑦ 受託市町村数 38 市町村 受託世帯数 1,250 世帯 38,770 千円</p>	市町村